研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年



研究成果の概要(和文):本研究ではまず自己決定権の国際法における権利としての確立の過程を検証した。特に脱植民地化が収束した後、民族対立に起因する分離独立や先住民族による国際的な権利回復運動などを受けて 深まった国家内での自治や政治参加を実現する内的自己決定の議論に注目した。このような現代的理解に基づ き、沖縄の歴史、特に琉球処分、サンフランシスコ平和条約によって固定化した米国の軍事的植民地としての統 治、そして日本への返還を検証し、返還までの沖縄の人々は「非自治地域に準じる地域の人民」としての自己決 定権を有していたと解釈でき、さらに、そのことが現在の沖縄の人々の「人民」としての内的自己決定権の主張 に正当性を与えると論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果を"An Outstanding Claim: The Ryukyu/Okinawa Peoples' Right to Self Determination under International Human Rights Law" (Asian Journal of International Law 2023) として発表。国際人権法学 会第34回研究大会で口頭発表し、学会誌「国際人権」(2023)に発表した。これらの研究と共に一般の読者向け に沖縄の諸問題を回際人権法の観点から論じた「沖縄と国際人権法:自己決定権をめぐる議論への一考察」(高 文研 2022)を出版した。

研究成果の概要(英文):To examine the right to self-determination of the Okinawan peoples within the framework of international human rights law, the study first delves into the historical development of the right to self-determination in international law. It specifically focuses on the discourse regarding internal self-determination, which has gained prominence in the wake of decolonization, when the secession and independence resulting from ethnic conflicts and the global movement by indigenous peoples to claim their rights arise. The study then examines the history of Okinawa, with a particular focus on the disposition of Ryukyu, its period as a de-facto U.S. military colony consolidated, and its reversion to Japan. The study concludes that up to the point of reversion, the people of Okinawa could be seen as possessing the right to self-determination as quasi 'non-self-governing peoples' and that this provides a basis for claiming the right to internal self-determination as distinct 'peoples'.

研究分野: 国際人権法

キーワード:沖縄 自己決定権 国際人権法 琉球処分 植民地

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

2015年に翁長雄志沖縄県知事(当時)は国連人権理事会に出席し、口頭声明の中で「沖縄の 人々は自己決定権」を「ないがしろにされている」と述べた。歴史的だと評価する県民が多かっ た一方で、沖縄県議会では、一部の議員が自己決定権は先住民族に固有の権利であるという認識 に基づいて「沖縄県民は先住民族であるという間違った印象を広めた」などの批判を繰り広げ、 自己決定権を巡る議論は「沖縄の人々は先住民族か」という点に矮小化されていった。

国連諸人権条約委員会は琉球 / 沖縄の人々は先住民族であるとの認識を示しており、歴史や 文化的、言語的独自性など客観的状況を鑑みれば、琉球 / 沖縄の人々は先住民族と考えられる。 しかし沖縄の人々の間で先住民族としての自己認識が広く共有されているとは言い難い。一方 で、他の都道府県民とは異なる集団、いわゆる「うちなーんちゅ」としての自己認識は広く共有 されており、そのような集団として自己決定権を主張する人々もいる。

このような状況から、沖縄の人々の自己決定権について考えるためには、国際人権法上の先住 民族に該当するかという観点だけでなく、長く植民地に類する支配や抑圧を受けてきた歴史や 戦後の米国統治から 51 年前の"返還"の過程を、近年の国際法における自己決定権の確立の過程 とその変容の議論に照らし合わせて考える必要があると考えた。

2.研究の目的

本研究の目的は、国際人権法の現代的理解において沖縄の人々の自己決定権を検証することである。

太平洋戦争終結から 79 年、そして沖縄が日本に返還されてから 52 年が経過した今でも、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の約70.3%の在日米軍専用施設・区域が集中している。その結果として暴行や殺人といった事件や、航空機事故、騒音問題などが継続しており、

近年では米軍基地に由来すると見られる PFAS 汚染により、水の安全も脅かされている。これ らの人権問題を引き起こしている過重な基地負担に対し、沖縄県民は返還の際から負担の軽減 を求めてきているがその願いは実現していない。2019 年に行われた辺野古米軍基地建設のため の埋立ての賛否を問う県民投票では投票総数の 72.2%が反対という意思を示したにもかかわら ず、その意思は反映されることはなく、翌日も辺野古での工事は続けられた。

差別的とも見える処遇を強いられ、沖縄の人々の意思が反映されない状況が続く中で、「自己 決定権」という言葉がたびたび言及されるようになっている。例えば「ウチナーの未来はウチナ ーンチュが決める」というキャッチフレーズに代表されるように、沖縄に関する政策の意思決定 は沖縄の民意に基づいたものでなければならないという概念として、あるいは2000年代初期に 盛り上がりを見せた道州制の議論を受けた高度な自治権に似た概念として広く認識されている が、沖縄で広く使われ、受け入れられている「自己決定権」と、国際法上の権利としての「自己 決定権」の間に乖離があるように思う。

本研究では、国際人権法上の権利としての自己決定権の法的主体と内容の現代的理解を明ら かにし、その観点から沖縄の歴史や社会的、文化的状況、そして集団としての自己認識を考証す ることで、国際人権法の現代的理解に基づき沖縄の人々の自己決定権を検証することを目的と する。

3.研究の方法

研究は大きく分けて二つのステップを踏んで行った。

まず、どのような経緯を辿って自己決定権が国際法上の権利として確立したのか、そして現在 どのような権利だと理解されているのかを先行論文研究によって明らかにしていった。その際、 主にカッセーゼの自己決定権に関する研究(Self-Determination of Peoples: A Legal Reappraisal (Cambridge: Cambridge University Press, 1995)や篠原梓著「慣習国際法として の植民地人民の自決権 - 国際司法裁判所の判決と意見から - 」、セナラトネの内的自決に関する 研究(Internal Self-Determination in International Law: History, Theory, and Practice (Cambridge University Press, 2021)、そして山形英郎の「21世紀国際法」に関する研究を参 照した。また、国際司法裁判所の判例、特にコソボ独立宣言の国際法上の合法性事件におけるカ ンサード・トリンダージ判事の個別意見に注目した。

次に、沖縄の事例を、自己決定権の現代的理解の観点から検証した。特に琉球処分、サンフラ ンシスコ平和条約体制によって固定化された日本の「潜在主権」とアメリカの「施政権(統治権)」 という二重構造、そして日本への返還という歴史的事象を国際法の観点から分析し、それぞれの 時代において沖縄の人々が国際法上、自己決定権の主体となり得たのかを検証した。この研究に おいては、主に波平恒男著「近代東アジア史のなかの琉球併合」(岩波書店 2014 年)、古関彰一・ 豊下楢彦著『沖縄憲法なき戦後 講和条約三条と日本の安全保障』(みすず書房 2018 年)、マイ ケル・ワイナーによる戦前の皇民化政策に関する研究(Race, Ethnicity and Migration in Modern Japan: Imagined and Imaginary Minorities)やケリーディエツによる反基地運動に関 する研究を参照した。

4.研究成果

これらの研究は、Asian Journal of International Law, Vol. 13, Issue 1, (2023)において "An Outstanding Claim: The Ryukyu/Okinawa Peoples' Right to Self Determination under International Human Rights Law" として発表した(査読あり)。また、国際人権法学会第34 回(2022 年度)研究大会で報告し(招待あり)、学会誌「国際人権」(No.34, 2023)に発表した。 これらの研究を含め、沖縄における諸問題を国際人権法の観点から一般の読者にもわかりやす い形で解説した「沖縄と国際人権法~自己決定権をめぐる議論への一考察」(高文研 2022 年) を出版した。

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1.著者名	4.巻
Ai Abe	Vol13
2.論文標題	5.発行年
An Outstanding Claim: The Ryukyu/Okinawa Peoples' Right to Self-Determination under	2023年
International Human Rights Law	
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
Asian Journal of International Law	22-45
掲載論文のD01(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.1017/S2044251322000157	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
	•

1.著者名 阿部藹	4.巻 No.34
2.論文標題	5 . 発行年
復帰50年に再考する「沖縄の自己決定権」という問い	2023年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
国際人権 第34号	27-31
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件) 1.発表者名

阿部藹

2.発表標題

復帰50年に問い直す「沖縄の人々の自己決定権」

3 . 学会等名

国際人権法学会(招待講演)

4 . 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1.著者名 阿部藹	4 . 発行年 2022年
2.出版社 高文研究	5.総ページ数 ¹⁶⁰
3.書名 沖縄と国際人権法ー自己決定権をめぐる議論への一考察ー	

6.研究組織

-

氏名の「日本の一方」の「日本」の「日本の一方」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本	
	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国相手的研究機関	
----------------	--